

3 諮問及び答申

(1) 諮問書

幸環発第 232 号

令和 7 年 6 月 20 日

幸手市環境審議会

会長 伊藤 大輔 様

幸手市長 木 村 純 夫

第2次幸手市環境基本計画について（諮問）

第2次幸手市環境基本計画について、別添（案）のとおり策定したいので、幸手市環境基本条例（平成17年条例第34号）第8条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

令和 7 年 6 月 2 5 日

幸手市長 木村 純夫 様

幸手市環境審議会

会長 伊藤 大輔

第2次幸手市環境基本計画について（答申）

令和7年6月25日付け幸環発第232号にて諮問のありました第2次幸手市環境基本計画（案）について、当審議会において慎重なる審議を重ねた結果、計画案は妥当であると判断しましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、特に以下の事項に留意されるよう申し添えます。

記

- 1 具体的な施策の内容などをわかりやすく周知するとともに、市民、事業者、市が連携して計画を推進してください。また、市民・事業者の模範となるよう、率先して環境施策に取り組むよう求めます。
- 2 近年の環境問題に関する社会情勢の変化の速さを踏まえ、計画の見直し等の対応を適切かつ柔軟に図るよう求めます。